

# 平成27年第4回笠松町議会定例会会議録（第1号）

平成27年12月2日笠松町議会定例会が笠松町役場議事堂に招集された。

1. 本定例会の応招議員及び不応招議員は、次のとおりである。

## 応招議員

議 長	9番	船 橋 義 明
副 議 長	5番	田 島 清 美
議 員	1番	尾 関 俊 治
〃	2番	古 田 聖 人
〃	3番	伊 藤 功
〃	4番	川 島 功 士
〃	7番	岡 田 文 雄
〃	8番	安 田 敏 雄
〃	10番	長 野 恒 美

## 不応招議員

な し

1. 本日の出席及び欠席議員は、次のとおりである。

## 出席議員

応招議員に同じ

## 欠席議員

な し

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者は、次のとおりである。

町 長	広 江 正 明
副 町 長	川 部 時 文
監 査 委 員	小 林 正 明
総務部長兼技監	奥 村 智 彦
企画環境経済部長	村 井 隆 文
住民福祉部長	岩 越 誠
建設水道部長	那 波 哲 也

教育文化部長兼教育 文化部教育文化課長	田 中 幸 治
会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	浅 野 薫 夫
総 務 課 長	足 立 篤 隆
企 画 課 長	堀 仁 志
郡教委総務課長	松 原 和 成

1. 本日の書記は、次のとおりである。

議 会 事 務 局 長	田 島 直 樹
書 記	朝 日 純 子
主 任	亀 井 昭 宏
主 任	青 野 浩 之

1. 議事日程（第1号）

平成27年12月2日（水曜日） 午前10時開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸般の報告について
- 日程第4 議員派遣の件について
- 日程第5 第76号議案 専決処分の承認について
- 日程第6 第77号議案 笠松町個人番号の利用に関する条例について
- 日程第7 第78号議案 笠松町職員の退職管理に関する条例について
- 日程第8 第79号議案 笠松町職員の降給に関する条例について
- 日程第9 第80号議案 地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について
- 日程第10 第81号議案 笠松町税条例等の一部を改正する条例について
- 日程第11 第82号議案 岐阜地域児童発達支援センター組合規約の変更に関する協議について
- 日程第12 第83号議案 岐阜羽島衛生施設組合規約の変更に関する協議について
- 日程第13 第84号議案 町道の路線認定について
- 日程第14 第85号議案 平成27年度笠松町一般会計補正予算（第7号）について
- 日程第15 第86号議案 平成27年度笠松町一般会計補正予算（第8号）について
- 日程第16 第87号議案 平成27年度笠松町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について

て

- 日程第17 第88号議案 平成27年度笠松町介護保険特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第18 第89号議案 平成27年度笠松町下水道事業特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第19 第90号議案 笠松町議会会議規則の一部を改正する規則について
- 日程第20 第91号議案 T P P 交渉結果の情報開示と万全な国内対策を求める意見書について

て

開会 午前10時00分

○議長（船橋義明君） ただいまの出席議員は9名で、定足数に達しております。よって、平成27年第4回笠松町議会定例会を開会いたします。直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおり定めました。

---

#### 日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（船橋義明君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第103条の規定により、次の2名を指名いたします。

5番 田島清美議員

10番 長野恒美議員

---

#### 日程第2 会期の決定について

○議長（船橋義明君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から12月18日までの17日間といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、会期は17日間と決定いたしました。

---

#### 日程第3 諸般の報告について

○議長（船橋義明君） 日程第3、諸般の報告を行います。

事務局長より報告いたさせます。

○議会事務局長（田島直樹君） それでは、2点報告させていただきます。

1点目は、監査委員より平成27年8月分及び9月分の例月現金出納検査の結果報告がありましたので、その写しをお手元に配付させていただきました。

2点目は、平成27年11月11日に第59回町村議会議長全国大会が東京NHKホールで開催され、17項目の一般決議及び6項目の特別決議が採択されましたので、その写しをお手元に配付させていただきました。なお、当大会には正副議長が出席されました。

以上です。

○議長（船橋義明君） 理事者の説明を求めます。

広江町長。

○町長（広江正明君） それでは、私のほうからは、工事請負契約の締結で、笠松中学校の校舎東側の外壁改修工事が1件と、配水管の布設替工事が1件の2件ですが、この契約金額、契約の相手方、工事内容等、詳細につきましては議員の皆さんのお手元の議案資料の1ページ

から4ページをお目通し頂きたいと思います。

また、平成26年度羽島郡二町教育委員会特別会計の歳入歳出決算書と、平成26年度羽島市・羽島郡二町の介護認定審査会事業特別会計の歳入歳出決算書につきましては、この2件について岐南町及び羽島市からそれぞれ報告をされましたので、お手元に配付をさせていただきました。

○議長（船橋義明君） 以上、御了承願います。

---

#### 日程第4 議員派遣の件について

○議長（船橋義明君） 日程第4、議員派遣の件についてを議題といたします。

お諮りいたします。地方自治法第100条第13項及び会議規則第105条の規定により、お手元に配付した議員派遣の件についてのとおり、休会中に議員派遣を行いたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、議員派遣の件についてのとおり、休会中に議員派遣を行うことに決しました。

お諮りいたします。ただいま議決されました議員派遣の件について、変更を要するものについては、その措置を議長に委任されたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、議員派遣の件について、変更を要するものについての措置は議長に委任することに決まりました。

---

#### 日程第5 第76号議案から日程第20 第91号議案までについて

○議長（船橋義明君） 日程第5、第76号議案から日程第20、第91号議案までの16議案を一括して議題といたします。

書記をして議案を朗読いたさせます。

○書記（朝日純子君） お手元の議案の1ページをお開きください。

第76号議案 専決処分の承認について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告して承認を求める。平成27年12月2日提出。笠松町長 広江正明。

記1. 平成27年9月30日専決。笠松町小口融資条例の一部を改正する条例。

2. 平成27年9月30日専決。笠松町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例。

3. 平成27年11月19日専決。平成27年度笠松町一般会計補正予算（専決第1号）。

次に、18ページをお開きください。

第77号議案 笠松町個人番号の利用に関する条例について。

笠松町個人番号の利用に関する条例を次のとおり制定するものとする。平成27年12月2日提出。

次に、21ページをお開きください。

第78号議案 笠松町職員の退職管理に関する条例について。

笠松町職員の退職管理に関する条例を次のとおり制定するものとする。平成27年12月2日提出。

第79号議案 笠松町職員の降給に関する条例について。

笠松町職員の降給に関する条例を次のとおり制定するものとする。平成27年12月2日提出。

次に、26ページをお開きください。

第80号議案 地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について。

地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を次のとおり制定するものとする。平成27年12月2日提出。

第81号議案 笠松町税条例等の一部を改正する条例について。

笠松町税条例等の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。平成27年12月2日提出。

次に、33ページをお開きください。

第82号議案 岐阜地域児童発達支援センター組合規約の変更に関する協議について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条の2第2項の規定に基づき、岐阜地域児童発達支援センター組合規約を次のとおり変更するものとする。平成27年12月2日提出。

第83号議案 岐阜羽島衛生施設組合規約の変更に関する協議について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定に基づき、岐阜羽島衛生施設組合規約を次のとおり変更するものとする。平成27年12月2日提出。

第84号議案 町道の路線認定について。

道路法（昭和27年法律第180号）第8条の規定により、次の町道の路線を認定したいので町議会の議決を求める。平成27年12月2日提出。

第85号議案 平成27年度笠松町一般会計補正予算（第7号）。

平成27年度笠松町の一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,545万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ70億8,092万9,000円とする。

2. 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算

の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。平成27年12月2日提出。

次に、40ページをお開きください。

第86号議案 平成27年度笠松町一般会計補正予算（第8号）。

平成27年度笠松町の一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,853万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ71億6,946万6,000円とする。

2. 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）第2条、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。平成27年12月2日提出。

次に、57ページをお開きください。

第87号議案 平成27年度笠松町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）。

平成27年度笠松町の国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,617万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ32億9,048万3,000円とする。

2. 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。平成27年12月2日提出。

次に、63ページをお開きください。

第88号議案 平成27年度笠松町介護保険特別会計補正予算（第3号）。

平成27年度笠松町の介護保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ13万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ17億6,600万1,000円とする。

2. 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。平成27年12月2日提出。

次に、66ページをお開きください。

第89号議案 平成27年度笠松町下水道事業特別会計補正予算（第3号）。

平成27年度笠松町の下水道事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億6,200万6,000円とする。

2. 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。平成27年12月2日提出。

次に、69ページをお開きください。

第90号議案 笠松町議会会議規則の一部を改正する規則について。

笠松町議会会議規則（昭和34年議会規則第1号）の一部を改正する規則を次のとおり制定するものとする。平成27年12月2日提出。

提出者、笠松町議会議員 田島清美、賛成者、笠松町議会議員 長野恒美、安田敏雄、岡田文雄、川島功士、伊藤功、古田聖人、尾関俊治。

第91号議案 TPP交渉結果の情報開示と万全な国内対策を求める意見書について。

TPP交渉結果の情報開示と万全な国内対策を求める意見書を次のとおり提出するものとする。平成27年12月2日提出。

提出者、笠松町議会議員 川島功士、賛成者、笠松町議会議員 長野恒美、安田敏雄、岡田文雄、田島清美、伊藤功、古田聖人、尾関俊治。

○議長（船橋義明君） 提案理由の説明を求めます。

提案の順序に従い、順次説明願います。

広江町長。

○町長（広江正明君） それでは、本日提出させていただきました案件について説明申し上げます。

まず、提出させていただいた案件は専決処分の承認が1件と、笠松町個人番号の利用に関する条例ほか4件の条例案件、計5件と、岐阜地域児童発達支援センター組合規約の変更に関する協議が1件、そして岐阜羽島衛生施設組合規約の変更に関する協議が1件、町道の路線認定が1件、そして平成27年度笠松町一般会計補正予算ほか4件の補正予算、計5件、以上の14件であります。

この詳細につきましては、これから副町長より説明をいたさせますので、御審議の上、御議決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（船橋義明君） 川部副町長。

○副町長（川部時文君） それでは、順次説明させていただきます。

1ページからの第76号議案 専決処分の承認についてであります。

地方自治法第179条第1項の規定により、緊急を要するため町議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、専決処分をさせていただきましたので、同条第3項の規定に基づき、これを報告して承認を求めるものであります。

平成27年9月30日に笠松町小口融資条例の一部を改正する条例と、笠松町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例、そして平成27年11月19日に平成27年度笠松町一般会計補正予算（専決第1号）、以上3件を専決させていただきました。

まず、2ページの笠松町小口融資条例の一部を改正する条例についてであります。

こちらは、中小企業信用保険法の一部改正により、同法第2条第3項において規定されています小規模企業者にNPO法人が追加されたことに伴い、国の小口零細企業保証制度要綱も見



直しが行われました。NPO法人については小口零細企業保証制度の対象としない旨の改正が行われたことに伴い、所要の規定整備を行ったものであります。

なお、この法の改正の通知が9月定例会終了後であったこと、一方では10月1日に施行する必要があったため、専決処分により改正させていただいたものであります。

第4条関係であります。当町の融資制度は条例第1条において国の小口零細企業保証制度に準ずることとしていることから、国の制度改正に準じ、小規模NPO法人については当町においても融資の対象としないこととするものであります。中小企業信用保険法第2条第3項第7号に小規模NPO法人が追加されたことから、その第7号を除外するため、第2条第3項の規定を第2条第3項第1号から第6号までに改めたものであります。

施行期日は平成27年10月1日であります。

続きまして3ページからの、議案資料では6ページから18ページになっています笠松町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてであります。

この条例の一部改正につきましては、9月定例会において議決いただきました笠松町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正と同様に、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律が平成27年10月1日に施行され、共済組合法等に基づく共済年金が厚生年金に一元化されたことに伴い、所要の規定整備を行ったものであります。

この条例につきましても、9月定例会後に県から詳細通知があり、10月1日から施行する必要があったため、専決処分により改正されたものであります。

附則第5条関係の改正がほとんどで、それも議会議員のときの条例と同じでございますので、こちらの説明は省略させていただきます。1点だけ、議案資料の7ページの、新旧対照表附則第5条の表の1と2というところですが、非常勤消防団員がその生命または身体に対する高度の危険が予想される状況下において、火災の鎮圧、人命の救助等、被害の防御に従事し受けた災害、特殊公務災害というんですが、これについては地方公務員災害補償法が適用される常勤の消防吏員と同様に、特殊公務災害の加算分が減額対象とならないよう、非常勤の消防団員についても調整率を別途規定するものであります。通常0.73というのが0.82という調整率になります。

施行期日は平成27年10月1日であります。

続きまして、議案の14ページからの平成27年度笠松町一般会計補正予算（専決第1号）であります。

550万4,000円の増額補正をさせていただきました。

専決処分させていただきましたのは、笠松中学校がイナラハン・ミドル・スクールと姉妹校提携することに伴い、12月9日から12日までの4日間にわたり議員の皆さんと町長、中学校長

等がグアムに出張し、調印式を行うための諸経費について予算計上させていただいたものであります。

17ページに内容がありますが、まず14人分の旅費、それから需用費として調印式の雑費等で62万1,000円、携帯電話等の使用料で役務費の通信運搬費、委託料として現地校等のコーディネート費、交流会費用、現地交通費、通訳、空港税、添乗員の費用、関空までの交通費等で259万2,000円を計上させていただきました。

歳入につきましては、財政調整基金を充てるため繰入金を充てさせていただきました。よろしくお願いいたします。

次に、議案の18ページから20ページにわたっていますが、第77号議案 笠松町個人番号の利用に関する条例についてであります。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、通称「番号利用法」と言っているんですが、この施行に伴い、同法第9条第2項の規定により、町が独自で個人番号を利用する事務について所要の規定整備を行うものであります。5条建ての条例となっています。

まず、第1条ですが、趣旨ということで、この条例は番号利用法第9条第2項の規定、つまり地方公共団体の長その他の執行機関は、福祉、保健もしくは医療その他の社会保障、地方税または防災に関する事務その他これらに類する事務であって条例で定めるものの処理に関して、保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用することができるという規定があるわけですが、この規定に基づき、個人番号利用に関し必要な事項を定める旨を第1条で規定しております。

第2条は、定義ということで、個人番号等の用語の定義を定めています。

第3条は、町の責務で、個人番号の適正な取り扱いを確保するために必要な措置を講ずるとともに、国と連携を図りながら自主的、主体的に地域の特性に応じた施策を実施する旨を規定、そして4条では、個人番号の利用に関する事務として、第1項では、町が個人番号を独自で利用する事務として別表第1第2欄に掲げる事務と、それから番号利用法別表第2の第2欄に掲げる事務を規定します。

別表第1第2欄に掲げる事務としては、福祉医療費の助成に関する事務、健康診査実施事業に関する事務、そして予防接種に関する事務。また、番号利用法別表第2の第2欄に掲げる事務として、百幾つあるわけですが、町長が行うことができる33項目の事務を規定させていただいております。

第2項では、町独自利用事務を処理するため、同一機関内で特定個人情報の授受を行ういわゆる庁内連携事務について、別表第2において規定をしております。

そして第3項では、番号利用法別表第2の第2欄に掲げる個人番号利用事務を処理するため、

同表第4欄に掲げる特定個人情報であって専ら保有するものは、庁内連携として情報の授受を行う旨を規定しております。

また第4項では、他の条例等で特定個人情報の書面による提出が義務づけられている情報について、庁内連携により利用が可能となる場合には書面の提出があったものとみなし、申請者は書面を提出する必要がない旨、つまり添付資料の省略を規定するものであります。

施行期日は平成28年1月1日からでございます。

続きまして、21ページからの第78号議案 笠松町職員の退職管理に関する条例についてであります。

こちらは、地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律により地方公務員法の一部が改正されたことに伴い、同法第38条の2第8項及び第38条の6第2項の規定に基づき、条例で定めることができることとされた再就職者による依頼等の規制及び地方公共団体の講ずる措置に関して、所要の規定整備を行うものであります。3条建ての条例となっております。

第1条は、趣旨であります。

それから第2条では、再就職者による依頼等の規制ということで、再就職者は町政に対し、在職時の職務に関して一定の影響力を有すると考えられますので、職務の公正な執行及び公務に対する住民の信頼を損ねるおそれがあることから、現職員に対する依頼や要求を規制する旨、改正地方公務員法で規定されたため、同法第38条の2第1項、第4項及び第5項で規制されている事項のほか、町条例に委ねられている規制について規定するものであります。

法では38条の2第1項による規制事項として、再就職者が離職前5年間に所属していた執行機関の現職員に対し、離職前5年間の職務に属する事務に関し、離職後2年間、職務上の行為をするように、またはしないように要求・依頼することを規制。そして、38条の2第4項による規制事項として、再就職者のうち町長の直近下位の組織の長、笠松町では部長級ですが、5年以上就任していた者がその期間に所属していた執行機関の現職員に対し、その期間の職務に属する事務に関し、離職後2年間、職務上の行為をするように、またはしないように要求・依頼することの規制。それからもう1つは、38条の2第5項による規制事項として、再就職者が現に地位についている営利法人等との間の契約、または当該地方公共団体が当該営利法人等にした処分であって、離職前にその締結または処分についてみずからが決定したものに関しては、期間を問わず職務上の行為をするように、またはしないように要求・依頼することを規制。この3点が法律で決まっております。

そして、町で規定するのは、先ほどの第2条のところですが、再就職者のうち管理職、笠松町では主幹級以上の地位に5年以上ついていた者が、その期間に在職していた執行機関の現職員に対し、その期間の職務に属する事務に関し、離職後2年間、職務上の行為をするように、またはしないように要求・依頼することの規制をさせていただくものであります。国では部長

級と言っているものを、笠松町は主幹級以上の職員を当てはめるものであります。

そして、第3条関係ですが、再就職情報の届け出ということで、再就職者による依頼等の規制その他退職管理の適正確保に必要な措置を講ずるため、元職員の再就職情報の届け出を離職後2年間義務づけるものであります。届け出の対象職員は5級以上の管理職の地位についていた者。それから届け出が必要な場合は、離職後に非営利法人、これは報酬を得る場合のみ、そして営利企業の地位についた者であります。

施行期日は平成28年4月1日であります。

それから、23ページからの第79号議案 笠松町職員の降給に関する条例について。

こちらは、地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律により地方公務員法の一部が改正され、同法第23条の2において人事評価制度の導入が平成28年度から義務づけられたことに伴い、国において職員の降給に関して人事院規則が新たに制定された状況を踏まえ、当町においても地方公務員法第27条第2項及び第28条第3項の規定に基づき、職員の降給に関し所要の規定整備を行うものであります。7条建ての条例となっております。

第1条関係では、目的として、職員の意に反する降給に関し、必要な事項を規定する旨を規定しております。

第2条では、降給の種類として降格と降号の2つを規定いたします。

それから第3条関係では、降格の事由として、地公法第28条第1項に基づく分限処分による降任のほか、次のいずれかに該当する場合に降格することができる旨を規定する。中身としてはアとして、人事評価の合計点数が下位である場合等で、指導等の措置を行ったにもかかわらず勤務実績の状態が改善されず、職務の級に分類されている職務を遂行することが困難と認められる場合。イとして、医師2名により心身の故障があったと診断され、職務遂行に支障がある場合。なお、第6条で、職員は診断を命ぜられた場合にはこれに従わなければならない旨も規定します。ウとして、職務の級に分類されている職務遂行について適格性を欠くと認められる場合で、指導等の措置を行ったにもかかわらず適格性を欠く状態が改善されない場合。第2項では、職制、定数の改廃等により職員が属する職務の級の職の数に不足が生じた場合も規定させていただきます。

第4条関係では、降号の事由として、人事評価の合計点数が下位である場合等で、その職務の級に分類されている職務を遂行することが可能であると認められる場合であって、指導等の措置を行ったにもかかわらず勤務実績の状態が改善されない場合を規定。

そして第5条では、通知書の交付ということで、降給する場合には書面を交付して行わなければならない旨を規定します。

施行日は来年の4月1日からであります。

続きまして、26ページからの第80号議案、議案資料では19ページからであります。

地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例についてであります。

地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律により地方公務員法の一部が改正され、平成28年4月1日から施行されることに伴い、関連する4つの条例について所要の規定を整理させていただくものであります。

まず第1条では、笠松町議会事務局設置条例に関する条例の一部改正を行います。こちらは地方公務員法の一部改正に伴い、平成28年4月1日から人事評価制度が義務づけられ、また、退職管理について新たに規定されたことに伴い、議会事務局職員の身分取り扱いに関し、町長部局の一般職員の一般職の職員の例によることとする事項の規定整備をするものであります。第6条中の一般職の職員の例を準用する事項について人事評価、休業、退職管理を追加し、勤務成績の評定を削除するものであります。

それから第2条関係では、笠松町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正ということで、同様の事由により人事行政の運営の状況に関する報告事項の規定整備をするものであります。第3条中の報告事項に職員の人事評価の状況、退職管理の状況を追加し、報告事項から勤務成績の評価を削除するものであります。

第3条関係では、笠松町職員の分限に関する条例の一部改正を行います。こちらも同様の事由により、降任及び免職の要件において勤務評定に関する部分を人事評価に改めるものであります。第2条第1号中の勤務成績評定書、またはその他勤務成績を評定するに足りると認められる客観的事実に基づきという文言を、職員の能力評価または業績評価の実施権者による確認が行われた合計点数が下位である場合、その他勤務の状況を示す事実に基づきということに改めます。

それから第4条では、笠松町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正を行います。こちらは、地方公務員法の一部改正に伴い引用条項にずれが生じるため、規定整備を行わせていただくものであります。

平成28年の4月1日からの施行であります。

続きまして、28ページからの第81号議案です。議案資料では23ページからになっております。笠松町税条例等の一部を改正する条例についてであります。

地方税法等の一部を改正する法律が平成27年3月31日に公布され、28年4月以後に納期限が到来する町税の徴収猶予、換価の猶予等について、新たに納税者の申請による換価の猶予の規定が設けられたこと、及び徴収猶予に係る徴収金の分割納付や申請手続、換価の猶予に係る手続等について条例で定めることとされたこと、それから町税の減免申請期限について国の通知等に従い見直しを行うことに伴い、所要の規定の整備を行うものであります。

まず第1条では、笠松町税条例の一部改正を行います。町税条例の8条から9条関係で徴収

猶予の関係ですが、分割の方法、猶予期間、申請手続、担保等について規定をします。なお、原則担保が必要となりますが、猶予を受ける額が100万円以下で猶予期間が3カ月以下の場合はこの担保は不要となります。それから、第10条から第12条関係ですが、換価の猶予ということで、職権による方法、納税者の申請による方法、申請手続、担保等について規定いたします。申請期間は納期限から6カ月。なお、こちらも担保が必要ですが、先ほどと同様の場合、100万円以下で猶予期間が3カ月以下の場合には担保の必要はございません。

現在、県と町の協働により、町県民税の直接徴収制度や税務職員の相互併任制度により県と協働で町税等の徴収事務を実施しているため、岐阜県の条例で定める徴収猶予等の規定に準じ定めるものであります。県のほうも12月定例会に上程の予定であります。

それから、議案の32ページの51条から順次139条の3の関係までですが、減免申請の申請期限の見直しとして、減免申請期限を現在の納期限前7日から納期限までということで改めるものであります。なお、固定資産税については、その事由が発生した日から7日以内となっていたものを、納期限までと変更いたします。

そして、2条関係で、笠松町税条例等の一部を改正する条例の一部改正を行います。こちらは行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律、番号利用法の施行に伴い、法人番号に係る定義等、規定方法の整備を行わせていただきます。

施行期日は公布の日からで、先ほどの第1条の改正の規定は平成28年4月1日からの施行となります。

続きまして、議案の33ページからの第82号議案、議案資料では34ページからとなっております。

岐阜地域児童発達支援センター組合規約の変更に関する協議についてであります。

岐阜地域児童発達支援センター組合の構成団体である美濃加茂市が今年度限りで同組合を脱退することに伴い、組合規約に関し所要の規定整備を行うため、地方自治法第286条の2第2項の規約変更の協議について、同法第290条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

第2条関係で、組合を組織する地方公共団体から美濃加茂市を削除します。

第5条関係では、組合の議会の議員の定数を23人から21人に変更、その他字句の整備を4種類行っておりますが、こちらは省略します。

施行期日は平成28年4月1日からであります。

続きまして、34ページの第83号議案 岐阜羽島衛生施設組合規約の変更に関する協議についてであります。議案資料では36ページとなっております。

岐阜羽島衛生施設組合において共同処理しておりますごみの焼却処理について、新たに設置するごみ処理施設の供用開始までの間、処理を停止することに伴い、組合規約に関し所要の規

定整備を行うため、地方自治法第286条第1項の規約変更の協議について、同法第290条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

附則第2項で、共同処理する事務の特例として、組合は第3条の規定にかかわらず、平成28年4月1日から、組合が新たに設置するごみ処理施設の供用を開始するまでの間、ごみの処理に関する事務のうち焼却処理を共同処理しない旨を追加させていただきます。

施行期日は平成28年4月1日であります。

35ページ、議案資料では37ページの第84号議案 町道の路線認定についてであります。

道路法第8条の規定により、町道の路線認定について町議会の議決を求めるものであります。

田代地内の宅地開発により設置された私有道路について、町道編入審査委員会、こちらは平成27年11月16日に開催しておりますが、ここにおいて規格に適合しているかどうか等、適否について審査を行った結果、町道に編入することとするものであります。路線名は田代64号線、起点・終点とも田代、場所は田代字白髭地内、延長は41メートル、幅員は6メートルから隅切り部分は11.6メートルとなっております。

以上が路線認定についてであります。

続きまして、36ページからの第85号議案 平成27年度笠松町一般会計補正予算（第7号）についてであります。こちらは先議でお願いしたいと思っております。

補正額は1,545万9,000円の増額補正であります。

今回の補正は、地方創生推進事業に関して国からの交付金が上乗せ交付されることに伴うものと、円城寺47号線の道路拡幅改良工事に関するものであります。いずれも早急に事業に取りかかる必要があるため、その予算措置について先議をお願いするものでございます。

まず、39ページの総務費、企画費の第5目の地方創生推進事業費についてであります。地域住民生活等緊急支援のための交付金（地方創生先行型）について、10月30日までに地方創生総合戦略を策定した地方公共団体に対して1,000万円が上乗せして交付されました。

自転車とともに活性化する街として、駅や公共施設にレンタサイクルを設置し、商店街やまちの駅、サイクリングロード等を気軽にめぐることができる事業を展開することに伴い、当該事業に係る諸経費、合計で1,025万円ですが、これを予算計上させていただくものであります。

需用費として、消耗品は自転車表示板作成料が50万円、印刷製本費として、レンタサイクル案内チラシ等で30万円、大きいのは委託料として、歴史・文化・清流ネットワーク回廊推進事業計画の策定委託料として800万円、レンタサイクルの購入費用で120万円を備品購入費で、それから負担金補助金及び交付金として、こちらはクーポン券事業補助金ということで25万円を計上させていただきました。こちらはレンタサイクル利用者に町内店舗で使用できるクーポン券を配付するためのクーポン事業補助金であります。商工会でお願いしたいと思っております。

財源は全て国庫補助金であります。

それから第7款 土木費、第2項 道路橋梁費、第2目 道路新設改良費で、円城寺47号線の拡幅改良工事に関するものでありますが、この道路は幹線町道整備計画路線に指定している路線で、現在の拡幅改良の状況は、道路の東側を県道下中屋笠松線より北に向かって約45メートルと、今円城寺のごみの集積場所に使用している町有地の前面約25メートルの区間において整備が完了しており、今回の補正では計画の残りの部分の拡幅を行うため、必要な経費520万9,000円を予算計上させていただくものであります。

なお、御説明申し上げておおり、この道路東側沿いの用地は学校給食センターの建設を計画している場所であるため、拡幅改良工事もあわせて進めていくものであります。学校給食センターの完成を2年後の平成29年度末までとすると、工程の関係上、年内に道路用地を確保する必要があることから、早急にその予算措置をするため、今回先議をお願いするものでございます。今後、道路用地を確保した後、土地収用法に基づき学校給食センター建設に係る事業認定申請を行うことになっております。面積は193.5平方メートルを予定しております。

今回の補正で不足する財源については、財政調整基金を充てるため、繰入金金を545万9,000円増額させていただきました。

続きまして、40ページからの第86号議案 平成27年度笠松町一般会計補正予算（第8号）についてであります。

今回8,853万7,000円を増額させていただきます。

まず、今回の補正では職員の人件費の補正を行っております。例年人事院勧告により給与改定の勧告があった年は、国家公務員の給与についてこの時期に国会で審議がなされ改定が行われることになり、それに準じて町においても給与改定を行っておりますが、本年度は年内にその給与法の改定が行われない見込みとなっておるため、町の給与改定についても年内に行えず、年明けの国の動向に応じて対応する状況となっております。したがって、今回の人件費補正ではその部分を含んでおりません。主な内容としましては、1つとして、職員手当の支給状況の異動及び時間外勤務手当の見込み増に伴う補正、2つ目としては、被用者年金制度の一元化により共済組合負担金の算定方法が標準報酬制となったことに伴う補正、3つ目は、人事異動に伴う補正を行っております。

補正額は、一般会計に係る人件費としては336万9,000円の減額、特別会計も含めた全体では312万2,000円の減額となっております。特に共済組合負担金については、全体で225万3,000円の減額となっており、このうち先ほど申し上げました標準報酬制に移行した影響としては169万2,000円程度の減額となっております。

順次、その他の補正内容について御説明申し上げます。

まず、48ページの第2款 総務費、第1項 総務管理費、1目 一般管理費に役務費が上



っておりますが、こちらは日産自動車株式会社が実施しています電気自動車活用事例創発事業に申し込みを行いましたところ、電気自動車が3年間無償で貸与できることになったことに伴い、その任意保険に加入するために自動車損害保険料を2万4,000円増額させていただいております。11月30日に決定通知が来まして、2人乗りのバンになりました。納車は3月ごろに予定されております。

第3目の財産管理費に修繕料が33万2,000円計上してございます。1つは、先ほどの電気自動車の充電用コンセントを設置するために修繕料を15万円増額させていただく。それからもう1つは、マイナンバー制度の施行に伴い、今後取り扱うこととなる特定個人情報の管理を厳重なものとするため、これは物理的な措置として施錠可能な保管庫を整備することに伴い、鍵が壊れている保管庫の修繕料を18万2,000円、そして保管庫、ファイリングキャビネットを整備するために備品購入費を63万6,000円増額させていただくものであります。

それから、円城寺地内に建設中の水防センター、サイクリングロードの中継拠点ですが、この竣工に伴い、建物災害共済保険料を2万7,000円増額させていただいております。来年の1月17日に竣工式を予定しております。

同じく総務費のほうで、第4目で電子計算費がございまして、マイナンバー制度の施行に伴い、先ほどの77号議案でありましたが、番号利用法第9条第2項で規定する条例で定める事務として、福祉医療費の助成に関する事務を独自利用することに伴い、そのシステム改修が必要のために情報センター委託料を58万3,000円増額させていただきます。

第7目の諸費では、八幡町と無動寺の町内会から地区集会所の改修工事に対する助成依頼がありましたので、補助金を80万7,000円増額させていただきます。

それから49ページですが、企画総務費に需用費と役務費の補正がございまして。主なものですが、まず、かさまつ応援寄附金の件数が当初見込み件数よりも増加していることに伴い、寄附者にお送りしているお礼の品、その他の予算が不足するために消耗品費を1,221万6,000円増額させていただきます。既決予算では5,500件であります、今回7,000件を見込ませていただきます。

同様にして応援寄附金の関係では、印刷製本とか郵送料とか、クレジット手数料についても合わせて1,327万7,000円増額させていただきます。

それから広報費のほうでは、町内の掲示板の改修件数が当初見込み11基が16基にふえましたので、地域広報推進事業補助金を9万8,000円増額させていただきます。

50ページの戸籍住民基本台帳費で、こちらはマイナンバー制度施行により、個人番号の通知カード及び個人番号カードの交付を受けた所有者が住所変更等を行った際に、カードの裏面に変更事項を記載する必要があるため、裏書印字システム、こちらはカードの真贋判定も可能なものであります、これを導入し、事務の効率化を図ることに伴い、備品購入費を74万5,000

円、そしてその保守委託料として1万2,000円増額させていただきます。

同じく総務費の第5項 選挙費、第1目 選挙管理委員会費でございますが、こちらは公職選挙法の一部改正により選挙権年齢が18歳に引き下げられることに伴い、選挙人名簿システムの改修が必要となるため、情報センター委託料を60万3,000円増額させていただきます。2分の1が国庫補助金でございます。

51ページの第3款 民生費、第1項 社会福祉費、第4目 障害福祉費でございますが、こちらは障害者自立支援給付事業の利用者増に伴い、扶助費を3,517万2,000円増額させていただきます。内訳は記載のとおりでございます。財源は、国庫負担金が2分の1、県負担が4分の1であります。

同じく、第5目の福祉医療費のほうでも、重度心身障害者及び母子家庭等に係る医療費の増、支給件数の増に伴い、福祉医療費給付費を1,810万9,000円、手数料を11万3,000円増額させていただきます。こちらは2分の1が県補助金でございます。

7目の国民年金総務費で、こちらは国民年金システムについて免除申請書等の様式の見直し及び納付猶予制度対象者の対象年齢拡大、こちらは30歳から50歳に拡大されますが、こちらに係るシステム改修が必要となるため、情報センター委託料を44万4,000円増額します。財源は全て国庫でございます。

2項の児童福祉費、第2目 保育所総務費ですが、こちらはちょっと特殊な事例ですが、保育料の算定基礎となる所得税が更正されたことに伴い、過年度分、25と26年度分の保育料が過納となったために保育料還付金を36万6,000円増額させていただきます。これは1人分です。

それから、第4目 子育て支援推進費ですが、こちらは篤志者から子育てを目的とした指定寄附金30万円がありました。既にごございます子ども・子育て支援基金に積み立てるため30万円を増額させて、積立金を30万円増額させていただきます。

第5款 農林水産業費、第1項 農業費、第3目 農業振興費でございますが、アライグマとかヌートリアなど特定外来生物を捕獲する器が経年劣化等により破損し不足しているため、県の補助金、2分の1を活用して5基購入で6万5,000円増額させていただきました。

続きまして第4目の農地費ですが、こちらは負担金が増額しております。薬師寺・三ツ目排水路、これは名鉄名古屋本線の東の羽島用水との交差部分の北側でございますが、こちらの護岸が崩れているということで、羽島用水改良区へのかんがい排水事業負担金を増額して改修するというもので、笠松町の負担割合は75%であります。

それから53ページですが、7款 土木費、第2項 道路橋梁費、第4目 橋梁維持費ですが、こちらは中川橋の既設伸縮装置の劣化が想定よりも進んでおりまして、修繕箇所が拡大したことに伴い、橋梁修繕工事請負費を194万1,000円増額させていただくものであります。

あと、4項 都市計画費、第2目 公園費では、現在工事中であります、笠松町運動公園

に複合遊具を設置しており、公園内に監視カメラを設置するため、工事請負費を130万7,000円増額させていただきました。

54ページからで、こちらは小学校の非常勤講師の賃金とか、特別支援アシスタント賃金が増額するということが上がっておりますが、同様に中学校費とか公民館費、あるいは総合会館費も増額させていただきます。こちらは保険未加入の短時間勤務の臨時雇用職員にも労基法の規定により年次有給休暇を付与することとしたため、このように賃金を増額させていただくものであります。

同じくそこに備品購入費がございますが、こちらは28年度から松枝小学校の児童が15人増加する見込みであるため、不足する児童用の机、椅子を購入するものでございます。

第3項 中学校費の第1目 学校管理費で工事請負費が上がっておりますが、こちらは11月12日の朝、笠松中学校の部室の屋根の一部が崩落し車道側に飛散したため、一般の歩行者や生徒等への安全を考慮し早急に修繕することに伴い、工事請負費を104万4,000円増額させていただきます。

55ページですが、第4項 学校給食センター費、第1目 学校給食センター総務費で、学校給食センターの建設予定地について、土地収用法に基づく事業認定申請に必要な現地測量、資料収集、関連図書作成、申請書作成等の業務をコンサルに委託するため、委託料を300万円増額させていただきます。また、地質調査とか基本設計、実施設計、厨房機器の選定等に係る業務委託料を2,320万円増額させていただきます。なお、本業務は指名によるプロポーザルにより業者決定をしたいと考えております。

それから56ページに、第10款 公債費で、元金と利子の補正を行っております。

平成27年4月1日付で借入利率の見直し3件が行われたことにより、長期債の元金償還がまらず増額となったことに伴い、償還金利子及び割引料を116万2,000円増額させていただきました。反対に利子のほうでは、先ほどの借入利率の見直し及び平成26年度借入分9件がありましたが、この利率が決定したことにより長期債の利子償還が減額となったことに伴い、償還金利子及び割引料を1,591万8,000円減額させていただきます。

以上が、歳出の主なものでございます。

歳入につきましては、今回の47ページに繰入金がございますが、今回の増額補正により不足する財源には財政調整基金を充てるため、繰入金を5,917万7,000円増額させていただきました。また44ページで、「第2表 繰越明許費」ということで、給食センター建設事業費の2,620万円を上げさせていただきました。

この建設に関しては、土地収用法に基づく事業認定申請に係るもろもろの作業がありますので、この完了予定が平成28年度となることに伴い、全額翌年度に繰り越すものであります。内容的には、先ほど申し上げました事業認定申請図書作成業務委託が300万円、こちらは平成28

年11月30日に完了を予定しております。それから、学校給食センターの設計等業務委託については2,320万円ですが、平成29年3月31日の完了を予定しております。

以上が一般会計の補正予算であります。

○議長（船橋義明君） 説明の途中ですが、11時30分まで休憩します。

休憩 午前11時19分

再開 午前11時30分

○議長（船橋義明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの出席議員は9名であります。

川部副町長。

○副町長（川部時文君） それでは続きを御説明申し上げます。

57ページの第87号議案 平成27年度笠松町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてであります。

今回、7,617万8,000円の増額補正をさせていただきます。

61ページからの歳出であります。こちらも職員の異動等に伴い、人件費を15万7,000円増額させていただきますほか、一般被保険者に係る療養給付費及び高額療養費の増加に伴う保険給付費の増額、後期高齢者支援金、前期高齢者納付金の決定に伴う負担金の増額、そのほか前年度分の療養給付費等負担金、国庫等の精算に伴い返還金を増額させていただきます。

歳入につきましては、人件費の増額に伴う一般会計繰入金を15万7,000円増額させていただきます。特定健診等負担金の精算による追加交付に伴う増額が8,000円、それから今回の増額補正に伴い不足する財源に前年度繰越金を充てるため、繰越金を7,601万3,000円増額させていただきます。なお、前年度繰越金残金は7,112万3,000円強であります。

続きまして、63ページからの第88号議案 平成27年度笠松町介護保険特別会計補正予算（第3号）についてであります。補正額は13万5,000円であります。

65ページの歳出でございますが、こちらも職員異動等に伴い、人件費を13万5,000円増額させていただきます。

歳入につきましては、一般会計繰入金を充てさせていただきます。

以上が介護保険特別会計の関係であります。

66ページからの第89号議案 平成27年度笠松町下水道事業特別会計補正予算（第3号）についてであります。こちらは4万5,000円の減額補正であります。

こちらも職員異動等に伴い、人件費を4万5,000円減額させていただきます。

歳入につきましては、一般会計繰入金を4万5,000円減額させていただくものであります。

以上が町側から提案させていただいた案件であります。よろしくお願いたします。

○議長（船橋義明君） 続いて第90号議案の提案説明をお願いいたします。

5番 田島清美議員。

○5番（田島清美君） それでは、第90号議案の提案説明をさせていただきます。

議案書69ページ、議案資料38ページであります。

笠松町議会会議規則の一部を改正する規則について。

議会における欠席の届け出の取り扱いに関し、社会情勢などを勘案し、出産の場合の欠席の届け出について新たに規定するものであります。

内容といたしましては、現在の会議規則では、議会を欠席する場合の届け出について事故のためと規定されており、これまでも出産を理由に議会を欠席することは可能でありましたが、出産を事故扱いするという事は議論すべきものでありました。男女共同参画を考慮した議会活動を促進するため、本町議会においても、制度の充実に向けて出産の場合の欠席届け出について新たに規定するものでございます。

施行期日は公布の日からでございます。よろしくお願いたします。

○議長（船橋義明君） 続いて、第91号議案の提案理由の説明を求めます。

4番 川島功士議員。

○4番（川島功士君） TPP交渉結果の情報開示と万全な国内対策を求める意見書についてありますが、TPPは大筋合意を果たしました。自由主義貿易協定ということで、自由主義社会における日本の立場としては、TPPは妥結がどうしても必要な制度だと思っておりますが、交渉の内容については一切開示されないということで、大変不安な思いでお待ちになった方々もたくさんおられたと思います。

交渉結果についてはきちっとした情報公開と、それが与える国内対策について、万全な対策を行ってほしいというふうに私自身も考えておりますし、さきに報告がありました第59回町村議長会全国大会にも、TPPに関する特別決議で同じような内容が決議されておりますので、ここで意見書を朗読して皆さんの御賛同を得たいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

TPP（環太平洋経済連携協定）交渉における閣僚会議は、10月5日に大筋合意を発表した。今回の交渉の大筋合意により、世界の国内総生産合計の4割近くを占め、約8億人の人口を抱える巨大経済圏がアジア太平洋地域に誕生することになり、貿易や投資を成長エンジンとしてきた我が国の経済を底上げすることも期待されている。

しかしながら、農林水産分野の重要5品目のうち、米については関税を維持したものの、米国及び豪州に対する無関税輸入枠を設けるほか、牛肉・豚肉、乳製品においては関税の撤廃もしくは段階的な引き下げが行われ、5品目以外についても、その大半が関税撤廃されることで安価な外国産農産物の輸入が国内の農業生産に打撃を与えることは必至であり、生産現場に不安が広がっている。

また、交渉の初期段階から一貫して政府からの情報開示がないまま交渉が進められ、合意に

至ったことはまことに遺憾であり、今後、生産現場や国民が抱える根強い不安や疑念と真摯に向き合う姿勢が必要である。

よって、国においては、国民に対して詳細な情報提供を行うとともに、地方経済に与える影響を分析し、今後のあるべき農業の姿、構築すべき日本の農業の形を再確認し、必要な対策について速やかに検討することを強く求め、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年12月2日。岐阜県羽島郡笠松町議会。

送付先においては、内閣総理大臣 安倍晋三様ほか、意見書に書いてあるとおりでございますので、よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○議長（船橋義明君） お諮りいたします。これよりの議事の進め方といたしましては、各議案について1議案ごとに質疑、採決を行いたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、そのように進めてまいります。

お諮りいたします。この際、第85号議案 平成27年度笠松町一般会計補正予算（第7号）についてを先議いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第85号議案は先議することに決しました。

第85号議案 平成27年度笠松町一般会計補正予算（第7号）についての質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第85号議案は、原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。明12月3日から12月14日までの12日間は議案精読のため休会とし、12月15日午前10時から本会議を再開いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、明12月3日から12月14日までの12日間は休会とすることに決しました。

## 散会の宣告

○議長（船橋義明君） 以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会します。

散会 午前11時42分

